

マージン率等に係る情報提供

川崎工業株式会社

派 09-300311

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月)

記

- 1 令和 5 年 9 月 30 日付け派遣労働者数 1 名
- 2 令和 5 年度 派遣先事業者数 (実数) 4 件
- 3 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均値 25,901 円
(1 日当たりの料金額)
- 4 令和 5 年度 派遣労働者の賃金の平均額 18,005 円
(1 日当たりの料金額)
- 5 マージン率 30.5%
- 6 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	実施方法	費用負担	賃金支給
新人研修	OFF-JT	無	有給
専門知識向上研修	OFF-JT	無	有給
高度専門研修	OFF-JT	無	有給
管理者研修	OFF-JT	無	有給
- 7 労使協定の締結の有無

有	範囲	建築現場管理の業務に従事する従業員
	期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- 7 その他の労働者派遣事業の業務に関して参考となること

福利厚生に関する事項
定期健康診断